公開用	

令和 8 年 9 月

第 3 回　行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 9 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時　　令和 8 年 9 月 10 日　　午前 10 時開会

2. 開催場所　　行橋市役所 東棟 501 会議室

3. 農業委員出欠者の状況

出席委員　　13　　名

欠席委員　　0　　名

議席	氏　名	出欠
7	出 口 政 廣	出
5	吉 村 郁 子	出
6	藤 川 放 作	出
4	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
11	西 村 直 仁	出
10	木 山 鈴 江	出
13	石 本 浅 夫	出
3	繁 永 國 廣	出
9	川 本 博	出
1	村 上 美 明	出
2	富 田 和 重	出
8	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者　　0　　名

5. 傍聴者　　0　　名

6. 議事内容

議案第　9 号　　農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第　10 号　　農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第　11 号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について

報告第　2 号　　行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について(9 月 1 日)

7.農業委員会事務局職員

事務局長　　井上 栄輔

農地係長　　宮﨑 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 3 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。最初に報告議案より審議させていただきます。報告議案第 2 号行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について事務局に報告議案の朗読を求めます。
事務局	報告します。議案第 2 号、行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について 9 月 1 日。農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づく行橋市農業委員会事務局職員の任免について令和 8 年 9 月 1 日付けで専決処分したので、行橋市農業委員会会長専決規程第 3 条により報告する。令和 8 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長　石本浅夫。記、令和 8 年 9 月 1 日付、市長事務部局へ出向を命ずる。事務局職員　貞兼智美。農業委員会事務局職員を命ずる。事務局勤務を命ずる。事務局職員　安藤広樹。以上です。
会長	報告議案の朗読が終わりました。報告議案第 2 号行橋市農業委員会事務局職員の任免に関する専決処分の報告について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	9 月の人事異動で貞兼さんが教育委員会の指導室へ、そして新たに監査事務局から安藤さんが来てくれました。それでは、まず、農業委員会から教育委員会の指導室に異動になりました貞兼さんより挨拶をお願いします。
貞兼	今回教育委員会の指導室へ異動となりました貞兼です。農業委員会には令和 5 年 10 月に異動してきて約 3 年間農業委員会で働かせていただきました。その間委員の皆様には大変お世話になりました。指導室でもここでの経験を活かし頑張っていきたいと思います。皆様本当にありがとうございました。
会長	続きまして、監査事務局から農業委員会に来られました安藤さんより挨拶をお願いします。
安藤	今回異動により監査事務局より参りました安藤と申します。今まで農業に関する部署に行ったことがないので、分からないことばかりですが一生懸命仕事を覚えていきますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。
会長	貞兼さん、安藤さん挨拶ありがとうございました。それでは、貞兼さん、安藤さんは業務がございますので、退出します。 －貞兼・安藤退出－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 9 号から議案第 11 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 9 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、

	石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 8 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 3 件について地区委員より報告願います。
吉村委員	行橋地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、行事■■■■、畑、138 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 2 番。物件の表示は、南大橋■■■■、田、4,223 ㎡。譲渡人は神奈川県川崎市■■■■、■■■■さん持分 1/3、福岡市■■■■、■■■■さん持分 1/3、沖縄県那覇市■■■■、■■■■さん持分 1/3。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、小作地を自作化するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 3 番。物件の表示は、東大橋■■■■、田、876 ㎡。譲渡人は、埼玉県さいたま市■■■■、■■■■さん。譲受人は行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字元永■■■■、畑、242 ㎡。譲渡人は、栃木県小山市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、今川地区の 1 件について地区委員より報告願います。
繁永委員	今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、大字矢留■■■■ 、畑、489 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、築上郡築上町■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。
村上委員	稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字下稗田■■■■、畑、342 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。

	書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、延永地区の1件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字中津熊■■■■、畑、448㎡、外2筆計 532㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、椿市地区の1件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。物件の表示は、大字長尾■■■■、畑、976㎡。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第9号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請8件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第10号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和8年9月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下8件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の1件について地区委員より報告願います。
出口委員	行橋地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、広島県安芸郡府中町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、行事■■■■、田、689㎡。所有者は、宗像市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、共同住宅を建築するものです。共同住宅1棟234.76㎡、駐車場145.12㎡、その他309.12㎡。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要で

	す。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、今元地区の 2 件について地区委員より報告願います。
藤川委員	今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字元永■■■■ 、田、1,384 ㎡、大字元永■■■■、田、67 ㎡、2 筆計 1,451 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場 723 ㎡、作業場 264 ㎡、その他 464 ㎡。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字元永■■■■、田、2700 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、資材置場、駐車場を設置するものです。資材置場 1,046 ㎡、作業場 590 ㎡、駐車場 159 ㎡、その他 905 ㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、仲津地区の 3 件について地区委員より報告願います。
長城委員	仲津地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■、畑、630 ㎡のうち 37.22 ㎡、大字稲童■■■■、畑、459 ㎡、大字稲童■■■■、畑、296 ㎡、大字稲童■■■■、畑、61 ㎡、4 筆計 853.22 ㎡。このほか農地外 542 ㎡があります。所有者は、愛媛県松山市■■■■、■■■■さん、行橋市■■■■、■■■■さん、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、駐車場を設置するものです。駐車場 612.50 ㎡、その他 782.72 ㎡。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 5 番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字稲童■■■■、畑、604 ㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約により賃借権を設定し、駐車場を設置するものです。駐車場 200 ㎡、その他 404 ㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が一部分有ります。そのため理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 6 番。申請人は、行橋市■

	■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長井■■■■、畑、572 ㎡。所有者は、山口県下関市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 99 ㎡、その他 473 ㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、椿市地区の 2 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 7 番。申請人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長尾■■■■、畑、270 ㎡。所有者は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 47.42 ㎡、その他 222.58 ㎡。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書は無く理由書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 8 番。申請人は、大分県別府市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字長尾■■■■、畑、336 ㎡。所有者は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 59.62 ㎡、その他 276.38 ㎡。資金計画は、自己資金及び借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書は無く理由書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 10 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 11 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 11 号。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より決定申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 9 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。以上です。

会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。こちらは中間管理事業により 11 月で利用権の設定を行う農地の一覧と借受ける人が耕作できる人なのかを確認する名簿となっております。農業委員会として、土地や人に対して耕作するに足るものなのか意見を付すこととなっており、案として議案に上げさせてもらっています。それぞれの名簿を確認しましたが、全て要件を満たしております。承認いただければ、このように市長へ提出しますので、審議の程よろしくお願いします。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －異議なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 11 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 11 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。5 番、吉村委員、6 番、藤川委員に署名願います。本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。